

○石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第153号
改正 平成30年3月30日告示第112号
改正 令和3年7月30日告示第538号
改正 令和5年9月29日告示第367号

石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、沿岸漁業の持続的な発展を図るため漁業協同組合及び漁業関係団体(以下「漁協等」という。)が実施する漁業振興事業に要する経費について、当該漁協等に対し水産振興対策事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則(平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。)及び石巻市市税の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則(平成29年石巻市規則第37号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の内容)

第2条 規則第2条第2号の規定による補助金の交付の対象となる事業とは、事業の内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 沿岸漁業生産施設の近代化等により漁業生産構造の改善を図ることを目的とし、水揚量の増大、労働環境の改善等直接的な事業効果が見込まれるもの
- (2) 資源管理型の沿岸漁業を定着させることを目的とし、将来にわたって当該事業規模の維持拡大が見込まれるもの
- (3) 国又は県の補助金の交付を受けて実施する事業で、市の負担義務が明示されているもの、又は市長が必要と認めるもの
- (4) 沿岸漁業生産施設の災害復旧に係る事業で、融資制度の適用外と認められるもの
- (5) 漁業後継者の育成を図るもの及び漁業後継者の組織する団体が自主的に実施する試験研究事業に係るもの
- (6) 沿岸水産資源の保護、種苗放流又は漁場環境の保全に係るもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定に該当する事業のうち漁業生産資材の購入等に係る事業の場合においては、その用途、耐久性、必要性等の区分により補助金の交付の対象とするものを抜粋することができるものとする。

(交付対象)

第3条 規則第2条第3号の規定による補助事業等を行う者(以下「補助事業者等」という。)とは、石巻市内の漁協等とする。

(補助率)

第4条 補助率は、各年度の予算の範囲内において、市長が決定するものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請をしようとする者は、石巻市水

産振興対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第8条に規定する補助金の交付の決定の通知を受けた者が、規則第7条第1項第1号に規定する補助事業等の内容の変更の承認を受けた場合において、補助金の追加交付の申請をしようとするときは、石巻市水産振興対策事業費補助金追加交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第3号）
- (2) 収支予算書（様式第4号）
- (3) 実施設計書、見積書等事業費の算出基礎を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（事業内容の変更等）

第6条 規則第7条第1項第1号の規定に基づいて補助事業等の内容を変更しようとする場合においては、石巻市水産振興対策事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の表に掲げる重要な変更以外の変更をするときは、この限りでない。

重要な変更	
経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) 事業実施主体又は事業種目単位において事業費の2割を超える増減	(1) 事業実施主体の変更 (2) 施工箇所又は設置場所の変更（受益範囲に変更のないものを除く。） (3) 事業実施主体単位又は事業種目単位において事業量の2割を超える増減 (4) 施設等の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更 (5) その他市長が特に重要と認めるもの

2 規則第7条第1項第2号の規定に基づいて補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、石巻市水産振興対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定通知）

第7条 規則第8条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の規定は、補助金の追加交付の決定をした場合について準用する。

(実績報告)

第8条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書の提出は、石巻市水産振興対策事業費補助金実績報告書(様式第8号)により行わなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施調書(様式第9号)
- (2) 収支精算書(様式第10号)
- (3) 契約書等の写し
- (4) 請負等代金の支払を証する書類
- (5) 完成写真等(施行前写真と施工後写真を合わせて提示できるときは、その各写真)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第15条の規定による補助金の額の決定通知は、補助金等確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求手続)

第10条 補助事業者等が補助金を請求しようとするときは、石巻市水産振興対策事業費補助金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、第9条の規定による補助金の額の確定通知後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときには、概算払により交付することができる。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2号の規定に基づき市長が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条第3号の規定に基づき市長が特に必要があると認めて定める財産は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち耐用年数(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表を準用して定める年数をいう。)の期間を経過していない財産とする。

(その他)

第13条 市長は、公益上必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた漁協等に対し、当該事業の成果等に関する調査の実施を要請することができるものとし、当該要請を受けた漁協等は最善の努力によりこれを実施し、その結果を文書で市長に回答するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、雄勝町漁業関係施設の設置及び改修事業に係る補助金交付要綱(平成11年雄勝町訓令第1号)又は牡鹿町水産振興対策事業費補

助金交付要綱（昭和60年牡鹿町訓令第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第112号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この告示の施行の日以後の補助金等の申請から適用し、この告示の施行の日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年7月30日告示第538号）

この告示は、令和3年7月31日から施行する。

附 則（令和5年9月29日告示第367号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示に規定する様式により行われた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の様式により行われたものとみなす。

- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定により作成された様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

石巻市水産振興対策事業費補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者
住所
氏名又は名称
代表者氏名

年度において、次のとおり補助事業等を実施したいので、石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | 1 | 補助事業等の名称 | 年度 | 事業 |
|---|----------|--------|----|
| 2 | 事業計画書 | 別添のとおり | |
| 3 | 収支予算書 | 別添のとおり | |

様式第2号（第5条関係）

石巻市水産振興対策事業費補助金追加交付申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者
住所
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で、既に補助金の交付決定された補助事業等について事業費の変更があるため、石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により金 円を追加交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | 1 | 補助事業等の名称 | 年度 | 事業 |
|---|----------|--------|----|
| 2 | 事業計画書 | 別添のとおり | |
| 3 | 収支予算書 | 別添のとおり | |

様式第3号（第5条関係）

事業計画書

1 事業の目的	
2 計画の内容	
3 事業の効果	
4 その他	

様式第4号（第5条関係）

収支予算書

1 収入

科目	予算額	備考
	円	
合計		

2 支出

科目	予算額	備考
	円	
合計		

様式第5号（第6条関係）

石巻市水産振興対策事業計画変更承認申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者
住所
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度 事業について、事業の内容を次のとおり変更したいので承認されるよ
う申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容(事業計画変更調書)

様式第6号（第6条関係）

石巻市水産振興対策事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者
住所
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった
年度 事業について、次のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されるよ
う関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間
- 3 添付書類 事業実施計画に対する中止(廃止)までの進捗状況の報告書

様式第7号（第7条関係）

補助金等交付決定通知書

指令第 号

住所
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった 年度 事業費補助金
については、石巻市補助金等の交付に関する規則第8条の規定により、次の条件を付し交
付します。

年 月 日

石巻市長

- 1 補助金交付額 金 円也
- 2 交付する補助金については、石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱第9条に規定する補助金等確定通知書により確定額を通知する。
- 3 本補助金の交付を受けた場合は、石巻市補助金等の交付に関する規則及び石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱を遵守するとともに、その支出の内容を証する書類を整備保管し、その用途を明らかにしておくこと。
- 4 本補助金は、事業費補助金として交付するものであるから、目的以外の用途に使用してはならないものであること。
- 5 補助事業等の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 7 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 8 本補助事業等については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項の規定により出納その他の事務の執行について、市監査委員が監査することがある。

また、予算の執行の適正を期するため必要があるときは市職員をして立入検査を行うことがある。

様式第8号（第8条関係）

石巻市水産振興対策事業実績報告書

年 月 日

石巻市長 （あて）

住所
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
事業について次のとおり実施したので、石巻市水産振興対策事業費補助金交付要綱第8条
の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- | 1 | 補助事業等の名称 | 年度 | 事業 |
|---|----------|--------|----|
| 2 | 事業実施調書 | 別添のとおり | |
| 3 | 収支精算書 | 別添のとおり | |

様式第9号（第8条関係）

事業実施調書

当初計画	実施状況	実施による効果

様式第 10 号 (第 8 条関係)

収支精算書

1 収入

科目	予算額	決算額	増減	備考
	円	円	円	
合計				

2 支出

科目	予算額	決算額	増減	備考
	円	円	円	
合計				

様式第 11 号 (第 9 条関係)

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

様

石巻市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度
事業費補助金については、 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づ
き、石巻市補助金等の交付に関する規則第15条の規定によりその額を金
円に確定します。

様式第 12 号 (第 10 条関係)

石巻市水産振興対策事業費補助金請求書

年 月 日

石巻市長 (あて)

住所
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で確定(交付決定)通知のあった
年度 事業費補助金を次のとおり請求します。

記

請求金額 円

※上記本文中()書は、概算払の場合である。

1 現金払(直接払)	2 送金払(隔地払)	3 口座振替
銀行	支店	
当座・普通	口座番号	

希望する支払方法に○印をしてください。